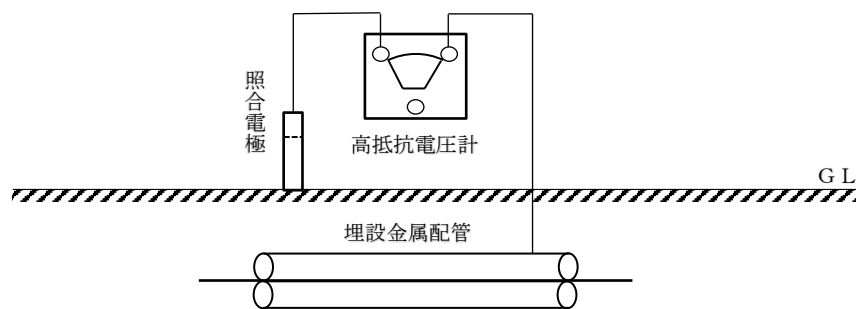


第17 電氣的腐食のおそれのある場所

第 4 「製造所」 5 (22) ⑩イの対地電位又は地表面電位こう配の基準値は、次に掲げるところにより10分間以上測定した場合において、対地電位にあっては最大電位変化幅50mV以上、地表面電位こう配にあっては1m当りの最大電位変化幅5mV以上とするものであること。

1 対地電位測定

- (1) 対地電位は、配管の埋設予定場所の敷地内に存する既存埋設配管等を利用し、飽和硫酸銅電極又は飽和カロメル電極を照合電極として測定すること。（第17－1図参照）



第 17－1 図 対地電位測定方法

- (2) 前(1)の測定は、既存埋設配管の直上部の地盤面上について、10mごとの間隔で照合電極をあてて行うこと。この場合において、配管の埋設部分が10m未満となる測定箇所は、当該埋設部分の長さに対応する間隔で足りること。
- (3) 迷走電流の影響が時間によって異なると思われる場所の測定は、直流電気鉄道に係る場所にあつては、測定場所を電車が通過している時間帯、その他にあつては、直流電気の消費されている時間帯において行うこと。

2 地表面電位こう配測定

- (1) 地表面電位こう配は、配管埋設予定場所の敷地の直角二方向について、飽和硫酸銅電極又は飽和カロメル電極を照合電極として測定すること。（第17－2図参照）



第 17－2 図 地表面電位こう配測定方式

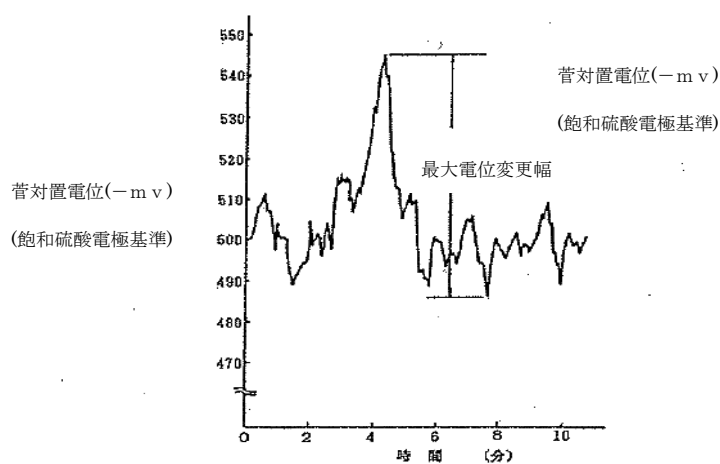
第 17 電氣的腐食のおそれのある場所

- (2) 地表面電位こう配測定の場合、照合電極の相互間隔は、10m以上の距離とすること。
- (3) 迷走電流の影響が時間によって異なると思われる場所の測定は、1 (3)の例によること。
- (4) 地表面電位こう配の測定場所は、原則として地下配管埋設予定場所の敷地内とすること。ただし、敷地内の全面が舗装されている場合は、当該敷地をはさむ外周を測定の場合として利用することができる。

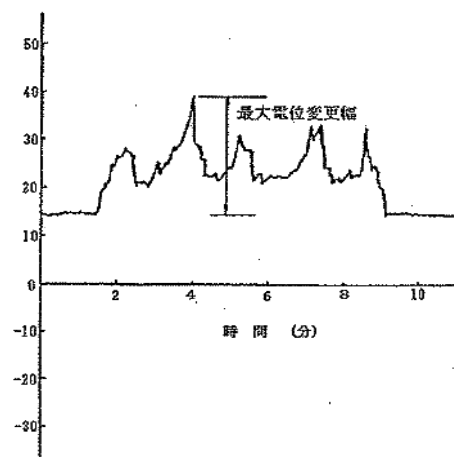
3 基準値のとり方

対地電位測定又は地表面電位こう配測定による電氣的腐食のおそれのある場所として判断される場合の基準値のとり方は、当面、次により行うこと。

前 1 又は 2 の方法により測定を行った結果、それぞれ第17- 3 図又は第17- 4 図のような対地電位及び地表面電位こう配曲線が得られた場合の基準値は、測定時間内における最大電位変化幅（迷走電流の影響による最大電位と最小電位との差）とする。ただし、地表面電位こう配測定にあつては、直角二方向のいずれか大きい値によること。



第 17-3 図 対地電位測定例



第 17-4 図 地表面電位測定例